

令和5年第4回会津坂下町議会定例会会議録

令和5年12月7日から令和5年12月15日まで第4回定例会が町役場議場に招集された。

令和5年12月15日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 佐藤宗太	8番 山口享	9番 青木美貴子
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 小畑博司	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	鈴木久	書記	中村夏実
書記	加藤秀法		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	古川庄平	副町長	板橋正良
教育長	鈴木茂雄	総務課長	佐藤銀四郎
政策財政課長	佐藤秀一	生活課長	新井田英
建設課長	古川一夫	産業課長	長谷川裕一
庁舎整備課長	遠藤幸喜	会計管理者	田部嘉之
教育課長	上谷圭一	子ども課長	五十嵐隆裕
監査委員	仙波利郎		

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第65号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第3、議案第65号「会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第65号「会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第4、議案第66号「下水道事業への地方公営企業法の全部適用並びに地方自治法の一部を改正する法律及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
本案に対する質疑はありませんか。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

来年9月に出る予定の決算については、どのような形で出ることになりますか。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

現在、下水道、それから農集排特別会計で行っておりますけれども、4月1日から企業会計に移行するというごさいです。今後、これからもうちょっと詰めなきやいけない部分がございますが、いずれにしても企業会計移行後の決算となりますので、現在の水道会計と同様な形でもって、提出の予定はしてごさいです。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

議案の1ページ、第2条についてです。

坂下町職員定数条例にもかかっているところではありますが、この中では、上下水道事業部局ということにして、9人を13名にするということなんですが、ちょっと基本的なところなんですが、この職員定数の人数をこのようにするという事は、現在は9名の職員で課長を除けば多分9名だと思うんですけど、これからまた13人に増やそうという考えなんでしょうか。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

職員定数条例に載っております職員数は、合計で212名であります。現在は、そこまでの人数ではございませんので、今回、4名プラスということで、その4名については、上下水道班の施設係、係長以下4名おりますので、その分を増、町長部局から4名を減というような形での改正となっております。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

そういうところでプラス3名という。ほかからの異動ということではないということ分かりました。

基本的に、この職員の定数条例というのは、最大の人数を示しているんだろうと調べていいんでしょうか。その確認だけちょっと教えてください。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

定数条例のいわゆる職員全体数に関しましては、最大値という形になってございます。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

同じく議案第66号の1ページで、3条ですが、この中で「町長」を「町長（上下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。）」というふうにされています。これは第3条だけではなくて、それ以下ずっといっぱいいろんな箇所に出てくるんですが、町長を、町長以下括弧のところ、この「上下水道事業の管理者の権限を行う町長」の、これは行わない町長もあるということに思うんですが、何が違うのかなど。ちょっと分かりやすく教えてもらえればと思います。

◎副町長（板橋正良君）

議長、副町長。

◎議長（水野孝一君）

板橋副町長。

◎副町長（板橋正良君）

大変紛らわしい言葉遣いだと思います。実質的には、管理者という部分では、上下水道班で管理者を置くこともできるんです。改めて、町長以外の人を管理者として置くこともできますが、町としましては、管理者を置かないで、町長が管理者を兼務するというふうな形で捉えておりますので、その部分の文言の整理ということでさせていただいております。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎10番（渡部順子君）

議長、10番。

◎議長（水野孝一君）

10番、渡部順子君。

◎10番（渡部順子君）

貸借対照表の18ページになりますが、1点だけお聞かせください。

給水人口は1万9,500となっておりますが、この根拠はどこから来ているのでしょうか。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

当然、この人数というのは、町民以外の部分もございます。当然町には、各種企業さんがございますので、そちらも含みの形の人数となっております。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

議案の7ページです。第4条の中に補填残額の20分の1を下らない金額を積み立てなければならないということになっているんですが、ここで言っているこの20分の1とい

うのは、どこから来ているのか教えてもらいたいと思います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

手元に詳細な資料がございませんので、答弁を保留とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

私は、本案に対して賛成の立場から討論いたします。

水道の広域事業化に際しましても、本案については賛成すべきもの感じます。ただし、令和5年度の決算においては、非常に分かりにくくなることが予想されますので、丁寧なご説明と、ミスのない事務処理をお願いいたしまして、賛成の討論といたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第66号「下水道事業への地方公営企業法の全部適用並びに地方自治法の一部を改正……」。

◎ 6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎ 6 番（渡部正司君）

今の20分の1というのを分かってからじゃないと、よく分からないので、先に説明をしていただきたいと思います。

◎議長（水野孝一君）

暫時休議といたします。

（午前10時16分）

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午前10時18分）

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

大変失礼いたしました。

まず、20分の1は特に条例とか規則とかによった数字ではなくて、既に先行して企業会計を導入している市町村の調査をさせていただきまして、将来に向けた積立てというようなことで、おおむね20分の1というようなところが多いということで、同じような数字で今回上げさせていただいたということでございます。

◎議長（水野孝一君）

よろしいでしょうか。

◎ 6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎ 6 番（渡部正司君）

この数値が適正かどうかちょっと金額と色々な状況を見てみないと分からないんですが、我が町としてもこの数値というのは妥当だとお考えでしょうか。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

妥当だとは思いますが、これ、それこそ4月、令和6年4月1日から本格的に企業会計移行するわけですから、その中でこの数字が本当に妥当なのかというのは、実際にやってみないと分からない部分は正直ございますけれども、おおむね先行事例の市町村を見れば、このような額、数字で上げて、特に支障がないような報告もいただいておりますので、本町としてもこのような形で進めていきたいというふうに考えてございます。

◎議長（水野孝一君）

よろしいですか。

それでは、これより、議案第66号「下水道事業への地方公営企業法の全部適用並びに地方自治法の一部を改正する法律及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第67号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第5、議案第67号「令和5年度会津坂下町一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

9ページの歳出です。9ページ、歳出の一般管理費の中で12節の委託料、民事事件弁護士料42万3,000円の計上です。

今回、和解したことに関することだと思いますが、これ、補正としては42万3,000円なんです、今回、和解に至るまでの弁護士さんの費用としては合計どのくらいなのでしょう。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

この費用につきましては、今回和解に至りました民事訴訟にかかる弁護士費用でございます。この今回、補正をさせていただきました42万3,000円、これにつきましては、今回和解に至りましたので、損害賠償請求をされていた金額に対する成功報酬がまず含まれてございます。

今回、330万円の損害賠償請求に対して成功、結局賠償金がなくなったという形になりますので、まずそこで成功報酬が生じるというものであり、これが10%の成功報酬として、36万3,000円というのがまず一つです。

また、実費としましては、裁判所等々に出廷する際の交通費相当分の実費、または書類の作成並びに提出に当たってのいわゆる有権代理が6万円という実費で、合計42万3,000円となったものでございます。

なお、この訴訟は、令和3年度から行われており、令和3年度において着手金33万円、実費としての費用2万円、合わせて35万円を令和3年度会計において支出済となっておりますことから、合計金額、今回の補正分も合わせますと76万5,694円となるものでございます。

以上です。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

これは、この費用というのは、来年度もかかってくるようなことは考えられるのでしょうか。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

この案件に関しましては、今回の和解をもって一旦結審という形になりますので、この案件に関する費用は生じないものということで認識しております。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎8番（山口 享君）

議長、8番。

◎議長（水野孝一君）

8番、山口 享君。

◎8番（山口 享君）

14ページの4款衛生費の中で、18節負担金補助及び交付金、救急安心センターって、私はよく分からないんですけども、県下一本にされて直通ダイヤルを設けるような話を聞いたんですけども、これはすごくすばらしい制度だと思うんですけども、これを町民にもっともっと知らせなくちゃいけないと思うんですけど、町はどのように考えているのでしょうか。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

この救急安心センター事業負担金でございますが、こちらについては、まず県の事業でございます。それで、本来ですと、常任委員会の中でもちょっと質問が出たんですけども、本来ですと、当初で上げるべきものだったんですけども、県のほうで金額も、そして協定等についても全然進まなくて、そして、今現在、協定を結んで進めて、なおかつこの負担金についても、県全体大体6,000万円ぐらいかかっております。半分は県持ちで、あとは市町村で6対4の割合でもって、市町村分についても均等割と人口割でやっているわけなんですけれども、町はその中で35万2,000円という形です。

この協定を結んで、そして中身的に今、山口議員がおっしゃるとおり、いいものなので、ダイヤル「#7119」というようなことで、これ全国統一です。どこにかけても365日24時間対応でございまして、電話口で適切なタイミングでこの受診とか、救急車を呼ぶか呼ばないかという、そういうようなご相談ができるというようなことで、そうしますと、住民にとっても、消防にとっても負担の軽減になるというようなことで、これについても協定を結びましたので、ホームページ、広報なりに町民に早く知らせてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

16ページ、農業費、農業振興費の中のこれは18節です。産地パワーアップ事業として536万4,000円の計上です。

面積がアップしたという説明は何ったんですが、今後、この事業を拡大するような計画等が具体的にあるのかどうか。見込みも含めてなんですが、お聞かせください。

◎産業課長（長谷川裕一君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

長谷川産業課長。

◎産業課長（長谷川裕一君）

産地パワーアップ事業536万4,000円ということでございます。

こちらの事業については、農業機械の導入に対する補助でございまして、参考までに申し上げますと、具体的には、コンバイン、6条刈のコンバイン、それから8条植の田植機というものを総額2,100万円で取得と。補助率は2分の1であり、当初の金額1,649万6,000円との差額を今回補正で上げさせていただいたということです。今後の事業の展開でございますが、これは町として計画的に導入というよりは、農業者の方々の規模拡大であったり、農業機械の更新等に付随していくものでございますので、適切に情報提供しながら、適時、補助金の申請等を支援してまいりたいと思います。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第67号「令和5年度会津坂下町一般会計補正予算（第6号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第68号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第6、議案第68号「令和5年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第68号「令和5年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第69号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第7、議案第69号「令和5年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第69号「令和5年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第70号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第8、議案第70号「令和5年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第70号「令和5年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第71号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第9、議案第71号「令和5年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第4号）」を議題といたします。
説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第71号「令和5年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第4号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎発議第2号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第10、発議第2号「会津坂下町議会議員の請負の状況の公表に関する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

提出者は登壇願います。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）（登壇）

発議第2号「会津坂下町議会議員の請負の状況の公表に関する条例」。

◎議長（水野孝一君）

本案に対する質疑はありますか。失礼しました。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第2号「会津坂下町議会議員の請負の状況の公表に関する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第72号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第11、議案第72号「令和5年度会津坂下町一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

本案について説明を求めます。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

おはようございます。

議案第72号「令和5年度会津坂下町一般会計補正予算（第7号）」について、ご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に1億875万円を追加し、予算の総額を87億4,470万8,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

今回の追加補正予算は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が交付されるのに伴い、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた低所得世帯に対する支援として、1世帯当たり7万円を速やかに給付するため、補正予算を追加で提案するものがあります。

1ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

ページをおめくりいただきまして、事項別明細書についてご説明をいたします。

1ページ、総括の歳入につきましては、14款国庫支出金が1億875万円の増となり、補正後の額は87億4,470万8,000円となります。

2ページをご覧ください。

歳出につきましては、3款民生費のみで、補正前の額、補正額、補正後の額につつま

しては、歳入と同額になります。

3 ページをご覧ください。

2、歳入の詳細についてご説明をいたします。

14款2項2目民生費国庫補助金、補正額1億875万円の増は、低所得世帯支援枠分として交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金になります。

4 ページをご覧ください。

3の歳出についてご説明いたします。

2節給料から4節共済費は、会計年度任用職員の人件費と職員の時間外勤務手当を計上するものであります。

10節需用費14万8,000円の増は、事務用品の購入及び確認書等の印刷代を計上するものであります。

11節役務費66万4,000円の増は、確認書及び決定通知書等の送付にかかる郵便料と口座振替手数料を計上するものであります。

12節委託料200万円の増は、給付金支給のための該当者抽出、封筒作成等の業務委託費を計上するものです。

5 ページをご覧ください。

18節負担金補助及び交付金1億500万円の増は、1,500世帯分の住民税非課税世帯臨時特別給付金を計上するものであります。

説明は以上です。

◎議長（水野孝一君）

以上をもって議案の説明を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第72号「令和5年度会津坂下町一般会計補正予算（第7号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎陳情第1号・第2号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第12、文教厚生常任委員会に付託しておりました、陳情第1号「すべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める陳情」及び陳情第2号「健康保険証廃止の中止を求める陳情書」を一括議題といたします。

議題とした陳情の審査経過及び結果について、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

◎2番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2番、蓮沼文明文教厚生常任委員会委員長。

◎2番（蓮沼文明君）（登壇）

陳情第1号の審査経過及び結果についてご報告申し上げます。

去る12月13日水曜日、午前10時より文教厚生常任委員会、町役場北庁舎会議室において、委員7名全員出席の下、開催し、陳情第1号「すべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める陳情書」について、審査を行いました。

委員全員から意見を伺い、採択すべきものとして意見として「国も処遇の改善を進めているが、きちんと仕事に見合った処遇改善を図らないと人員確保も大変である」「町の実情から見ても、処遇改善は必要」「処遇の改善が必要」「人員が足りないと、昨今メディアにも取り上げられている」「これから人口が減っていく中であって、この陳情の内容について理解できる」「介護の現場は、労働時間も長く重労働であるとの話を聞く。もっと介護従事者への処遇改善を求めるべきとして採択すべきだ」「採択すべき」、以上、委員全員から審査における意見をいただき、委員長を除く6名で採決した結果、本陳情書について、採択することに賛成する委員挙手6名で、挙手全員により本陳情書を採択すべきものとして決定しましたので、ご報告いたします。

続きまして、陳情第2号の審査経過及び結果についてご報告申し上げます。

同日12月13日水曜日、文教厚生常任委員会を町役場北庁舎会議室において、委員7名全員出席の下、開催し、陳情第2号「健康保険証廃止の中止を求める陳情書」について、

審査を行いました。

委員全員からの意見を伺い、採択すべきものとしての意見として、「保険証は存続すべきものである」「前回は請願があったが同趣旨のものとして考え採択すべき」「保険証はなくすべきではないと考える」「継続すべき」「つくりたくてもつくりたくない人もいることは事実である」「自分で申請できない人もいる」「マイナンバーカードに対する理解が進んでいない中での保険証廃止には、対応できないと思う」「もう少し時間を置いてからでもよいと思う」「確かにデジタル化が進んでいることは間違いないが、健康保険証廃止とは別に考えるべき」「今すぐ廃止は行き過ぎ」「マイナンバーカードも取得できない方もいるわけで、その方に対して健康保険証なり資格確認証なり発行して、二本立てで行かなければならない」「現時点では、この陳情は採択すべき」。

また、反対の不採択の意見として、「デジタル化は社会の流れ。行く行くはそのように進まなければならない」「ミスなどがあることについては、十分な対応をすればいいこと」との意見がありました。

以上、全員から審査における意見をいただき、委員長を除く6名で採決した結果、本陳情書について採択することに賛成する委員、挙手5名、反対、不採択1名で賛成多数により、陳情書を採択すべきものとして決定しましたので、ご報告いたします。

委員長報告は以上であります。

◎議長（水野孝一君）

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は1件ごとに行います。
まず、陳情第1号について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
次に、陳情第2号について質疑はありませんか。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

幾つかあるんですが、まず陳情と請願の違いについて、今、申合せ事項で持参の陳情については請願のように扱うとあるんですけども、陳情と請願については、現時点では持ってこられた陳情については、議員の名前を付した請願と、坂下町の場合は変わらず扱うことにしています。これについて委員の中で話があったかどうかというのを教えてください。

◎ 2 番（蓮沼文明君）

議長、2 番。

◎議長（水野孝一君）

2 番、蓮沼文明文教厚生常任委員会委員長。

◎ 2 番（蓮沼文明君）

お答えします。

今回の委員会においては、その件については意見として提出されませんでした。

◎ 4 番（赤城大地君）

議長、4 番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地君。

◎ 4 番（赤城大地君）

二つ目なんです、一事不再理の原則というのがあります。会期中に出されたものは、同じ内容であれば審議しない。今回については、これは違う会期ですから適用はされないんですけども、非常に近いところで請願と陳情が出されている。

今回、恐らく前回の賛成・反対数と変わりがないと思うんですけども、変わられた意見というのが、前回の請願と今回の陳情で違った意見というのが出されていますでしょうか。

◎ 2 番（蓮沼文明君）

議長、2 番。

◎議長（水野孝一君）

2 番、蓮沼文明文教厚生常任委員会委員長。

◎ 2 番（蓮沼文明君）

確かに時間が経過していますので、デジタル化、それはある程度進んでいると思う。しかしながら、昨今、国内のメディアで報道されているとおり、ミス等は多発している。これについてまだ時期早々じゃないかという部分の意見は出されました。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

これより、討論・採決に入ります。

討論・採決は1 件ごとに行います。

まず、陳情第1号について討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第1号「すべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める陳情」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。

陳情第1号に対する委員長報告は、採択であります。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(水野孝一君)

起立全員であります。

よって、陳情第1号は、委員長報告のとおり採択することに決定されました。

次に、陳情第2号について討論はありませんか。

◎4番(赤城大地君)

議長、4番。

◎議長(水野孝一君)

4番、赤城大地君。

◎4番(赤城大地君)

前回、同趣旨の請願が出されましたが、その際にも採択すべきでないと討論いたしましたので、ここについても反対の討論といたします。

◎議長(水野孝一君)

ほかに討論はありませんか。

◎6番(渡部正司君)

議長、6番。

◎議長(水野孝一君)

6番、渡部正司君。

◎6番(渡部正司君)

私は、この陳情に採択ということで賛成をいたします。討論をいたします。

現在、まだまだ国民のデジタル化というのは進んでいる。そのとおりだと思いますが、このことについては、まだまだ国民の不安がやっぱり払拭されていないと感じています。

医療従事者の中でも病院関係も含めてなんですが、大体7割ぐらいの、ドクターも含めてですけれども、やっぱり賛成しかねる状態だということにあります。

また、現在、マイナ保険証という、私は使ったことがあるんですけども、それでも読み取りが難しくなって、結局は何か時間がかかったりとか、紙の保険証があるのでこれでやりますなんて途中で変わったこともあって、トラブルはやっぱり避けられないのではないかなと思いますし、現在、このマイナ保険証の利用率というのも5%程度というふうにも言われています。

13日の新聞報道もあったんですけども、暗証番号をやめて顔認証をすとか、それから高齢者施設への配慮からカードの管理をやりやすくすとか、いろんな工夫は取り上げられていますが、まだまだその対応というのは、不十分だなと思います。

この前、新聞の中でもチェックをしたという点検の件数があつたんですが、健康保険証に関してみれば、約1,500万件のチェックだったんですね。全体として見ればまだまだ僅かなものでありますので、今の状況ではますます混乱を引き起こしてしまうのかなということと思っています。

資格確認証というのを発行する。または、現在の保険証の有効期間を延ばすということを行っていますけれども、それであれば、実質的に今の保険証と何ら変わらないことでもありますので、まだまだ現状においては、保険証は継続すべきかなと思います。

以上のことから、この陳情には賛成といたします。

以上です。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

本陳情には、採択に反対をいたします。

国のほうでも、いわゆるこれはデジタル化というのは時代の趨勢であります。社会が要求されていて、だんだんだんだんいろんな形でそういったデジタル化に移行していく。その中で、保険証というのを組み合わせたり、あとは車の免許証もそうです。そういったやつも一緒にしていくという、いわゆる利便性というのもあります。

そういった中で、これから進んでいく社会に求められているものについて、今、ここで中止を求めるとするのは、ちょっと行き過ぎではないか。やはりそういったことにどうやって向かっていくか、問題が出たらその時点で是正をしていけばいいのではないか。よく出ているのは、8,000件のいろんなトラブルがあつたと言います。実際、8,000万件のうちの8,000件です。1万件に1人。坂下町で捉えれば、坂下町で一つです。やはり人為的にいろんなことをやりますから、そういった事故というのは付き物でもありますけれども、これをゼロにするということはちょっと難しいものです。

それをあれば正す、是正をする。そういったことで対応していくということのできる

のではないかと思います。

皆さんが持っているポイントカードなんかもよく、いっぱいお持ちでしょうけども、いろんなところのポイントカードが一つにまとまれば非常に便利になるんじゃないでしょうかね。そういったこともありますし、こういったマイナンバーカードというのは、いろんな使い道がいい、あと本人確認もしやすい、そういったこともありますので、あと、健康保険証を組み入れることは非常に有効なことであるかなと思いますので、私は中止を求める陳情に対しては反対をいたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

私は、この陳情について採択をすべきという立場で討論をいたします。

デジタル化が全ての人たちにとって便利か、利便性が高まるかというところについて、疑問もあります。デジタル化についていけない人にとっては、便利とは言えない場合もございます。近代機器を使いこなせない方ももちろんいらっしゃれば、また、カード化をするに当たって、暗証番号もつかないカードを発行せざるを得ないということになります。

この陳情そのものは、マイナンバーカードに反対するものや、あるいはデジタル化全てに対して反対するものではありません。

このデジタル化によってついていけない、私はこれに参加できないという方はどうするんだと。それがたとえ1%の人であっても、100万人に満たない人であっても、そういう方を置き去りにするわけにはいかない。これを今までどおり、健康保険証を発行することだけで、それは救えるのであります。勘違いをしてはいけないと思います。

デジタル化に反対をしているのではなく、健康保険証を残してくれと。私たちを救ってくれという陳情でございますので、この陳情については採択をすべきものというふうに思います。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（水野孝一君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

私は、この陳情を採択の立場で討論させていただきます。

先ほど来、議員からいろいろ出ておりますが、これはあくまでも、マイナンバーカードそのもののことを言っているのではなくて、そこにひもづけされる健康保険証、それをひもづけにしないで、保険証を残してほしいという陳情だということをやはりはっきりもう一度、皆さん、考えたほうがいいんじゃないかと思います。

今、医療機関でもこのマイナンバーカードに保険証をひもづけして、それを読み取る機械を入れる。それができずに、廃業をする医療機関まで出ています。さらに、保険証があるから、本当にお年寄りでも誰でも十分に医療にかかれる、そして、これは命に関わる問題ですので、少しの間違いではなく、本当にそれによって救われる命も救われなってしまう。そういう危険性も含まれています。

そういう立場からも、私はこの保険証の廃止はぜひやめてほしい。この陳情に賛成いたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第2号「健康保険証廃止の中止を求める陳情書」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

陳情第2号に対する委員長報告は採択であります。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（水野孝一君）

起立多数であります。

よって、陳情第2号は、委員長報告のとおり採択することに決定されました。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議といたします。

（午前11時00分）

再開を11時10分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

(午前11時10分)

◎発委第7号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第13、発委第7号「国民の命と健康を守るため、政府の責任ですべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める意見書の提出について」を議題といたします。
提出者の説明を求めます。

◎2番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2番、蓮沼文明文教厚生常任委員会委員長。

◎2番（蓮沼文明君）（登壇）

発委第7号「国民の命と健康を守るため、政府の責任ですべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める意見書の提出について」。

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、会津坂下町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（水野孝一君）

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、発委第7号「国民の命と健康を守るため、政府の責任ですべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める意見書の提出について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎発委第8号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第14、発委第8号「健康保険証廃止の中止を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

◎2番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2番、蓮沼文明文教厚生常任委員会委員長。

◎2番（蓮沼文明君）（登壇）

発委第8号「健康保険証廃止の中止を求める意見書の提出について」。

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、会津坂下町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（水野孝一君）

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

この意見書の中には、真偽を確認しなければならない部分があると思われま

す。後半、「このままでは、膨大な無保険者が生まれる危険性があります」とあるんですが、日本は国民皆保険ですから、無保険者が生まれる可能性というのはないと思われ

るんですけども、これについて委員会で確認をしたのか、生活課がそのように答えたのか、お願いいたします。

◎2番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2番、蓮沼文明文教厚生常任委員会委員長。

◎2番（蓮沼文明君）

無保険者、この言葉についての審議は、無保険者についての言葉としてのあれはありませんでした。ただ、先ほど来、話に上がっていますとおり、実際、マイナンバーカードもつくらない人もいます。そういった方々の部分についても考慮した部分に入っています。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

質問は、この真偽を確認したのか。そして、生活課がそのように答えたのか。これは確認する必要はないと判断したのか、いかがでしょう。

◎2番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2番、蓮沼文明文教厚生常任委員会委員長。

◎2番（蓮沼文明君）

お答えします。

このとおりでよろしいと思いました。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

採択にも反対しておりますので、意見書の提出も反対いたします。

そして、真偽不明なものもございますので、これを提出することは議会の見識を疑われる可能性もございますから、併せて提出に反対いたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、発委第8号「健康保険証廃止の中止を求める意見書の提出について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（水野孝一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎継続審査の申出

◎議長（水野孝一君）

日程第15、継続審査の申出を議題といたします。

文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、議会閉会中の継続審査の申出があります。

申出書を職員に朗読させます。

◎書記（加藤秀法君）

議会閉会中の継続審査申出書

本委員会における所管事務のうち下記事項については、さらに調査検討を要するものと認められますので、議会閉会中もなお継続審査を行うべきものと決定したので申し出ます。

記

- 1 発議第3号 会津坂下町こども子育て基本条例
- 2 発議第4号 会津坂下町こども子育て基金条例

令和5年12月15日

文教厚生常任委員会委員長 蓮 沼 文 明

会津坂下町議会議長 水野孝一様

◎議長（水野孝一君）

お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり、議会閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、文教厚生常任委員会委員長から申出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎継続調査の申出

◎議長（水野孝一君）

日程第16、継続調査の申出を議題といたします。

総務産業建設常任委員会、文教厚生常任委員会、議会運営委員会、広報広聴特別委員会及び新庁舎建設検討特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、議会閉会中の継続調査の申出があります。

申出書の朗読を省略し、お諮りいたします。

各委員会委員長から申出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、各委員会委員長から申出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって、今定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

◎町長の挨拶

◎議長（水野孝一君）

町長より挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

本日、第4回定例会が閉会されるに当たり、御礼を兼ねまして一言ご挨拶を申し上げます。

12月7日から本日までの9日間、議員の皆様方には、真剣かつ慎重にご審議を賜り、本日を迎えることができました。また、本定例会に提出いたしました、条例の一部改正、一般会計並びに各特別会計の補正予算の計9件の議案につきまして、原案のとおり議決を賜り、心より感謝を申し上げる次第であります。

本会議中に議員の皆様方から寄せられました貴重なご意見、ご提言は、町民の声でありますので、早期に実施可能な取組につきましては、速やかに着手するとともに、来年度の事業や予算に反映できるよう調整してまいります。

また、今年度を新しいまちづくり元年として、10年後、20年後の会津坂下町を考える会を立ち上げるなど、広く町民の皆様よりご意見をいただきながら、活気があり、将来にわたり住み続けたいと感じるまちづくりを実現するため、第六回会津坂下町振興計画後期基本計画策定に向けて、取組を進めております。民間調査の報道において、街の幸福度、県内第5位となっておりますが、町民全体が感じている街の幸福度として捉えるには、不十分と認識しております。

今後も多くの皆様よりご意見をいただきながら、町民の思いを反映し、やりたいことがあふれる、将来にわたり住み続けたい町の実現につながるよう、町民の皆様と議会、そして町が一体となって進めてまいります。

最後になりましたが、町政進展に向けた議員皆様方の日頃からのご支援に改めて感謝と御礼を申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

◎議長（水野孝一君）

これをもちまして、令和5年第4回会津坂下町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前11時21分）

直ちに議員のみによる議会運営委員会を中会議室において開催いたします。

議会運営委員会終了後、11時40分より議会全員協議会を大会議室で開催いたしますので、関係者はご参集願います。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年12月15日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員